

公益社団法人日本ボクシング連盟強化委員・強化スタッフ行動規範

令和6年10月9日制定

(理念)

指導者と選手はボクシングを愛する者として、自らその品位を保ち、互いに尊重し合わなければならない。各人がこのことを十分に理解することが、暴力行為やハラスメント行為など倫理に反する行為を防止する上で、最も重要である。社会全体が暴力とハラスメント行為の根絶に取り組む中、ボクシングの指導においても、こうした社会情勢と同調することが求められる。

(目的)

- (1) この行動規範は公益社団法人日本ボクシング連盟（以下、「本連盟」という。）に登録する全てのメンバーがボクシング指導を行うに当たって、暴力行為やハラスメント行為など、倫理に反する行為を行うことを防止し、それらの行為により選手が被害を受けることを防ぐことを目的とする。
- (2) この行動規範は、ボクシングの指導(コーチング)を制限することを意図したものではない。むしろこの行動規範の理念と目的が正しく理解されることにより、適切でより効果的な指導が行われることを目的とする。

(違反行為)

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、過度に厳しい指導や叱責を行うこと、公然と人格を否定する発言をすること、不当なトレーニングメニューを強いること、競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと、個人のプライバシーを侵害するような行為を行うこと、不当に低い評価をすること（パワーハラスメント）
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、おいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際、デートの強要、不快な性的な視線やジェスチャー、性的な内容の画像やメッセージを送りつけるという行為等を行うこと(セクシュアルハラスメント)
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、無視すること、孤立させること、悪意ある噂を流すこと、不適切な発言や行為で他人の自己評価を低下させること、人格を攻撃するような発言を繰り返すこと、常に過ちを責め続けること（モラルハラスメント）
- (4) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、性別に基づく固定観念を押し付けること、性別を理由に能力や仕事の適性を低く評価すること、「男だから」「女だから」といった性別に関連する偏見を強調する発言をすること、性別に関連する不適切なジョークやコメントをすること（ジェンダーハラスメント）
- (5) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、メールやメッセージで不快な内容を送りつけること、ソーシャルメディアで他人を誹謗中傷すること、不必要にトレーニング、ミーティング時間外に連絡を取ること、デジタルデバイスを通じて監視すること（テク

ノロジーハラスメント)

- (6) 競技者、指導を受ける者その他に対して、妊娠・出産・育児等に関連したハラスメントを行うこと(マタニティハラスメント)
 - (7) 競技者、指導を受ける者その他に対して、性的指向・性自認等に関連したハラスメントを行うこと(SOGIハラスメント)
 - (8) 法令・スポーツ団体の競技規則等で禁止されている薬物を使用・所持・勧める等の行為をすること(ドーピング・薬物違反)
 - (9) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと(大会運営施設利用不適切行為)
 - (10) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本連盟の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること(不適切経理)
 - (11) 反社会的勢力と関係を有すること(反社会的勢力との関係)
 - (12) 法令や本連盟の規定等に違反すること(法令・規定違反)
 - (13) その他、本連盟の品位を害し、又は本連盟の名誉を害する行為(本連盟に対する毀損行為)
 - (14) 強化委員会規則第 17 条にある行為を行うこと(利益相反および守秘義務違反)
(違反行為の発覚と対応)
 - (1) 違反行為に該当する事実が明らかになった場合の対応
 - (ア) 当該者が日連関係者であった場合には、会長は当該者に謹慎を申し付けることができるとともに、倫理・資格審査委員会に対し直ちに調査を指示することができる。
 - (イ) 当該者が外部者であった場合には、会長はただちに上部団体と調整の上、対応しなければならない
- (処分の確定)
- (1) 当該者が日連関係者の場合、処分については、倫理・資格審査委員会で調査・審議ののち、理事会で決定する。

以上